任意継続組合員証(被扶養者がいる場合は、任意継続組合員被扶養者証も)を添付して提出してください。

支部受付印

【提出先】公立学校共済組合高知支部

任意継続組合員資格喪失届書· 任意継続掛金等還付請求書

公立学校共済組合高知支部長 様

下記の理由により、任意継続組合員の資格を喪失することを届け出ます。なお、掛金の還付が生じた場合は、下記の口座に振込み願います。

	※太	枠内	のみ	記力	して	こくだ	さい	•										Ŧ				
毌				出				日		令和		年		F	l	日						
組	合	員	等	記	号	•	番	号	公:	立高知								枝番	F	0	0	
申		出		者		氏		名														
									₹													
住								所														
退		職		年		月		日		令和	年]	E	1						
				Ę	申出	取	消玛	曲		※下	記1~	-60	りうち	5該	当する	6番号	きつで	囲んでく	ださ	:l\ ₀		
	1	任	意継	送続	组合	· 員 o	とな	つけ	こ日か	ら起算し	て2:	年を	経過	した	ため							
	2	死	∸ σ	たと	め	(3	死亡	年月	月日	: 令和]		年		月		日)					
	3	任	意継	缝続	金律	を	弘込	期E	まで	に払い辺	\ まな;	かっ	たた	め								
	4	組	合員	t) j	也共	法Ⅰ	こ基	づく	(組合	員、国 <i>σ</i>	組合の	の組	合員	、私	学共	斉制度の	の加入者	í、健康 [·]	保険	の被保険	者	
		及	び船	員	呆険	のネ	披保	険す	皆を含	む。) と	なった	たた	め 🧎	新し	い健	康保険	証の写	しを添作	すして	てください	N _o	
	5	地:	方公	務	員等	共	斉組	合法	去第14	4条の2第	5項第	55 号	の規	定に	より	、任意糺	迷続組合	貪でな	くな	ること		
		を	希望	す	るた	め	*	<u>ا</u>	り申出	が受理さ	きれた	日の	属す	⁻ る月	の末	日の翌	日に資材	各を喪失	きしま	きす。		
		ア	国民	健康	保険	きにた	n入 ⁻	する	ため	イ家	族が加	入し	てい	る健康	保険制	制度の被	扶養者と	なるため				
	6	後:	朝高	齢	者医	療の	の被	保障	食者等	となった	ため											
				j	資格	喪	失	正明	書			※下	記 1	またに	は2を	〇で囲ん	でくださ	さい。				
					1	資	格	喪ź	失証明	書が必	要				2	2 資格	喪失証	明書は	不到	要		
	_				受	取金	企副	機	関			※組	合員	名義の	の口座	を記入し	てくださ	とい。				
	釒	银行	名等			支店名等			口座種類	引	П	座	番	号		口座		至名義 (カタカナで記入してく		。)		
										普通												

※以下は記入しないでください。

共済組合使用欄	処理日				[回収日				
(配入しないでください。)	還付の対象となる前納掛金	令和	年	月分から令和	年	月分まで	還付額	円		

当座

任意継続組合員証(被扶養者がいる場合は、任意継続組合員被扶養者証も)を必ず添付して提出してください。

【提出先】公立学校共済組合高知支部

任意継続組合員資格喪失届書· 任意継続掛金等還付請求書



公立学校共済組合高知支部長 様

下記の理由により、任意継続組合員の資格を喪失することを届け出ます。 なお 掛金の環付が生じた場合は 下記の口座に振込み願います。

	<u>※太</u>	枠内	のみ	記入	してくた	さい	'о													
申				出			H	令和	•	年	6	月	20	日						
組	合	員	等	記	子 -	番	号	公立高知	7	2	3	3	4	5	6	•	枝番	ŧ	0	0
ŧ		出		者	氏		名		福	利	7	5 1	郎							
							:	₋ 780)-09	01										
Ì							所		高	知i	七寸		万 1	— :	×–	×				
艮		職		年	月		B	令和	6 4	₹ 3		月	31	B						
					F	出	取消:	里由 ※	下記1	~6のう	うち該	当す	る番号	を〇で	囲んでく	ださ	い。			
		,•••••	••••	•••••	•••••						•••••					•••••				
	i				A			- 17 4		_										
	i							の場合 ⇒					· · · · · · ·	- / 1.8 1-						
	i							の資格取得日 6.20資格喪失	※新しい	、 保険記	上の与	しを	添付し	くびころ	ι ν 。					
		(191						0.20頁 倍及人)掛金を払い込 <i>A</i>	しでいる	場合け	-遺付I	. 丰 で	+							
					(- /) .	.3 .5.1				, уд Ц 10.			, 0							
		0	市田	「村国	民健	康保	険に	:加入又は家族	実の扶	養に入	、る =) [5	5](CC)。						
		- 市	· i町木	国民	健康保	険に	加入	の場合⇒『ア』に	0.											
		·家	族0)扶養	こ入る	場合		⇒『イ』に〇。												
		>	(当記	亥様式	を共済	f組合	で受	付けた月の月末	までは	組合員	正が使	用で	できます	(掛金	を徴収し	ます	つので、			
			保険	証の	医却は	後日	でも構	聞いません。												
		(何])6.2	0共済	組合引	そ付=	>7.1資	格喪失												
	·	·																		į
				*	译格 敦	· 华	不明:	ŧ		※下前	?.1ま	たは	t 2 を ()で囲/	しでくた	241				
				_	C 1H 2		T-731	_								- C L	1,			
			•••••		•••••							•••••					••••••			
			市	町村	国民任	建康(保険	等へ加入され	る場合	は『資	格喪	失記			要にな		••••••			
			市	町村	国民任	建康(機関		る場合		格喪	失記	正明書	』が必		りま	す。			

未経過期間分の掛金を払い込んでいる場合は掛金の還付がありますので、必ず組合員本人